

正平之際師住肥前高來郡。卓水月菴。爲終焉地。同二十一年丙午冬示微恙。至臘月十日。端座化於水月丈室。閱世七十有七。僧臘六十有九。闍維分骨塔于開剎之四寺。名曰大梅云々。三州志來因概覽に云ふ。按ずるに、祇陀寺石川郡吉野の地に創造の後、百年所を経て祝災に罹り、其の後越中國射水郡守山に再興せしを、慶長中金澤八坂に遷地して大安寺と改號す。然るに其の後故ありて鶴林寺と稱す。今の鶴林寺是なり。又今金澤寺町の祇陀寺は、延寶中大乘寺の子院永昌院を改め、祇陀寺と號するもの也。とあり。平次按ずるに、今祇陀寺由來書に、最前は永昌院と云ふ。延寶七年以來改寺號祇陀寺に罷成。と見ゆ、また鶴林寺に、富樫氏寄附狀等、吉野祇陀寺の什物共傳來之處、延寶七年泉野寺町に祇陀寺再興相成上は、彼寺へ引渡方金澤寺社奉行より達相成に付て、悉く鶴林寺より引渡したり。依りて右什物共、今は寺町祇陀寺に傳藏すといへり。おもふに今寺町十一屋の祇陀寺は、延寶年中よりの新地にて、いにしへ吉野祇陀寺の舊寺跡は鶴林寺也。故に今大智禪師等の傳略をば爰に載す。

○玉泉院殿母堂之墳墓
鶴林寺由來書に云ふ。越中守山に在寺の頃、玉泉院殿御母堂元和四年六月三日逝去、遺體寺中へ被移、墳墓于今當寺に有之。戒名春譽妙澄大姉与云。寄附被成打敷于今什物に相成傳來。とあり。按ずるに、右母堂は玉泉院殿の生母也といへり。

○高嶽山雲龍寺
曹洞宗也。貞享二年の由來書に云ふ。當寺開基後花園帝御宇嘉吉元年、武州埼玉郡成田村龍淵寺二世以州和尚之建立に而、最前は越中國礪波郡五位の庄に寺有之。其頃寺地十七八町四方之由にて、則開山以州和尚之墳墓所印樹之櫻于今五位庄に有之。然るに八世天景和尚、瑞龍公之時慶長中當地八坂へ寺引越、居屋敷拜領被仰付、什物達磨五代之祖師佛忍大師再來之自畫に、南雲老之讚有之。同達磨より六代之祖師惠能大師之袈裟、并唐筆之觀音之畫像三十三幅有之。又大乘寺石摺觀音之同像にて彩色せる像有之。箱之書付細川越中守と有之。越中にて開基檀越は赤松政矩とて、法名雲龍寺殿と云ふ。則位牌有之。とあり。今明細帳には、

長祿三年に赤松彦五郎政則の志願に依りて、武藏國埼玉郡成田村龍淵寺四代以州和尚を請じて開祖となし、越中國礪波郡五位庄三日市村地内に七堂加藍建立、高嶽山雲龍寺と號す。境地内外十八町四方を受領す。五代同徳和尚の代、天正十二年佐々成政の亂に兵火に罹り、伽藍不殘燒失す。僅に開祖の廟所印樹の櫻而已残りける處、同十五年舊地に於て堂宇再建。其後八代天景和尚、慶長年間に加州金澤へ移轉、今八坂の地に寺地を賜はり、更に造營す。とあり。按ずるに、當寺創建の年曆を嘉吉元年或は長祿三年とす。長祿三年は嘉吉元年より十九年後なり。雲龍寺開基檀越赤松彦五郎政矩なるに依りて、此の政矩を赤松次郎政則が事とする故ならんか。此の事は下條に載す。さて雲龍寺越中の寺蹟は、礪波郡五位庄三日市村の山手に、其の遺蹟をば雲龍寺谷と呼びて、今も此の舊地に開山以州和尚の墳墓あり。以州和尚は位牌に永正十六年五月廿六日遷化とありて、三日市村に檀家の者一家ありて、毎年盆中燈明を獻備し來るといへり。

○雲龍寺開基檀越赤松氏傳

雲龍寺開基由來書に云ふ。當寺開基赤松氏、村上源氏、村上天皇之皇子具平親王之後胤、赤松次郎入道則村七代孫、父は赤松胤進義則、其次男赤松彦五郎政則之開基也。長祿年間加賀半國賜之、明應五年四月廿五日卒、戒名雲龍寺殿前加州太守從三位高峰性安大禪定門。政則居城、越中國礪波郡五位庄高畑村之上、今城が平と稱する地是也。此の由來書今寺藏すといへども、後人の筆記なるか其事實甚だ齟齬す。赤松系圖を考ふるに、則村入道圓心の三男赤松律師則祐、其の長男赤松上總介義則、其の子赤松左京大夫滿祐、其の弟赤松二郎義雅、其の子赤松二郎政則なり。また滿祐の子を赤松彦次郎敦康と云ふ。嘉吉元年滿祐、赤松が家人をして義敦將軍を弑せしむ。此の時滿祐敦康父子、攝津國へ楯籠りしに、山名持豊に被攻、滿祐自害し、子敦康は伊勢國へ逃下りけれど、國司同心せず。終に十九歳にて自害す。とあり。今按ずるに、雲龍寺の開基赤松彦五郎政矩或は政則とある人は、滿祐の男赤松彦次郎敦康が事ならんか。但し滿祐は攝津・播磨・備前・美作・因幡五箇國を領したるが、其の子敦康越中を僅に領し、礪波郡五位庄高畑村